

## 一者応札、応募に係る改善方策について

平成 2 1 年 7 月 3 1 日

独立行政法人国立美術館

独立行政法人国立美術館においては、随意契約見直し計画の推進により、従来から随意契約を行っていたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推移してきたところである。

一方で、一般競争入札や企画競争を実施した結果、一者応札、一者応募となっている事例が散見される事態となっており、本法人としてもこうした事態を回避し実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

### 改善方策

- ( 1 ) 競争参加資格要件については、調達目的を確実に達成するための必要最小限のものとするを徹底する。
- ( 2 ) 一者応札、一者応募となっている契約については、業務等の内容に応じ、早期執行に努めるとともに、契約（落札決定）後の準備期間を考慮したうえで入札時期を設定するなど、履行期間及び準備期間の十分な確保を図る。
- ( 3 ) 現在、国の規則に準じて 1 0 日以上としている公告期間について、過去に一者応札、一者応募となった契約については、原則として 2 0 日以上公告期間を確保することとする。
- ( 4 ) 物品・役務の調達については、入札公告等の時点で調達内容が把握できるよう、原則として仕様書等についてもホームページから閲覧可能とし、競争参加手続の効率化に努めることとする。